

「地域人材起業支援事業」に係る審査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新ふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱(平成 20 年4月1日施行。以下「要綱」という。)別表に定める補助対象事業等のうち「地域人材起業支援事業」に関し、要綱第5条の規定に定める事業計画の審査の実施に先立ち、専門家等の意見を得るために行われる事前審査(以下、「事前審査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請に係る関係書類)

第2条 新ふるさとづくり総合支援事業のうち「地域人材起業支援事業」による補助金の交付を受けようとする市町長は、要綱第4条の規定による事業計画書及び関係書類を提出するとともに、事業主体が作成した起業(事業承継)計画書(様式第1号)、事業経費一覧表(様式第2号)及び損益計算・キャッシュフロー計算(様式第3号)を地方局長に提出しなければならない。

2 地方局長は、事前審査を行うため、前項により提出のあった申請書類を企画振興部長に進達するものとする。

(審査会の設置)

第3条 企画振興部長は、事前審査を客観的かつ専門的な観点から実施するため、地域人材起業支援事業審査会(以下、「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 新ふるさとづくり総合支援事業のうち地域人材起業支援事業に係る事前審査に関すること

(2) 補助対象事業の効果を高めるための指導及び助言に関すること

(審査員)

第5条 審査会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充て、又は依頼する。

(審査会)

第6条 審査会は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査会は、事前審査に必要な限度において、関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に関係者の同意を得て、関係者の事務所若しくは起業若しくは事業承継の計画に係る区域に立ち入り、その計画を調査させることができる。

5 やむを得ない理由により審査会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

(審査)

第7条 審査会は、別表第2に定める審査基準に基づき、書類審査及び面接審査を実施し、その結果を地方局長に報告する。

(審査結果の取扱い)

第8条 地方局長は、事前審査の結果を参酌の上採否を決定するものとする。

(庶務)

第9条 事前審査の庶務は、企画振興部地域振興局地域政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要領の施行について必要な事項は、企画振興部長が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年3月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年4月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年4月1日から施行する。

別表1(第5条第3項関係)地域人材起業支援事業審査会 会長及び委員

区 分	職名等
会 長	企画振興部地域振興局地域政策課長
委 員	東予地方局総務企画部地域政策課長
〃	中予地方局総務企画部地域政策課長
〃	南予地方局総務企画部地域政策課長
〃	東予地方局今治支局総務県民室長
〃	南予地方局八幡浜支局総務県民室長
〃	公益財団法人えひめ産業振興財団プロジェクトマネージャー

別表2(第7条関係)地域人材起業支援事業審査会 審査基準

1	地域性	起業計画又は事業承継計画の内容に、地域社会、経済、環境、地域資源・文化などとの関連性やニーズがある。
2	波及効果	地域資源を十分に活用した起業計画又は事業承継計画であり、地域への波及効果(雇用、物流、経済、ブランドなど)が期待される。
3	優位性	①起業計画又は事業承継計画の内容に、優位性(地域メリットや性能・品質等のすばらしさ)がある。 ②起業計画又は事業承継計画を実施する技術やノウハウを有している。
4	市場性・将来性	①商品・サービス等の顧客対象を的確に捉えているとともに、その考え方・根拠が明確である。 ②対象とする市場の特徴、動向、将来性及びその考え方の根拠が的確・明確である。
5	実現可能性	①起業計画又は事業承継計画の実施体制(システム)の構築・準備、具体的な取引の申込み、その他事業を進めるに当たっての関連知識の保有など、具体的な進捗や強みがあるとともに、事業に対する課題を把握し、その対応もできる。 ②事業内容、予算規模、実施体制などが実現可能なものであり、補助金が有効に活用されている起業計画又は事業承継計画となっている。
6	経営者としての資質	①ビジネスモデルに対する「想い」や「やる気」が感じられ、経営能力も期待できる。 ②地域おこし協力隊として十分な実績がある。
7	支援体制	市町及び地域全体で起業又は事業承継を支援する体制となっている。